

日本の「原子力平和利用」を促した アメリカの戦略

「唯一の被爆国」でありつつも原子力の平和利用に専心してきた日本。その手を引いた米國。国際政治の視点から、原子力政策の来歴を振り返る。

福島大学准教授

黒崎輝

くろさき あきら

東北大学大学院法学研究科前期課程修了。博士（法学）。立教大学法学部助手などを経て、二〇〇九年より現職。著書に「核兵器と日米関係」がある。

二〇一二年三月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、日本社会に大きな衝撃を与えた。これまで日本は平和目的の原子力利用を推進し、発電用原子炉の保有数では米仏に次ぐ世界第三の国になった。しかし、深刻な原子力災害に直面し、原発とどう向き合うべきかが問い直されている。日本が原子力平和利用による被災国になったことを受け、被爆国でありながら原子力平和利用に取り組んできた日本の歩みを反省し、その歴史の中に事故の背景や原因を求めようとする向きもある。こうした問題意識を共有しつつ、日本の原子力との関わりを国際政治史の文脈の中で捉え直すことが本稿の目的である。

そのために本稿は、原子力平和利用をめぐる国際政治と日米関係に着目する。扱う時期は第二次世界大戦後から

一九六〇年代までとし、米国の政策や外交に焦点が当てられる。当時、米國は原子力平和利用をめぐる国際秩序の形成に主導的な役割を果たした国であり、日本の原子力平和利用に最も大きな影響を与えた国でもあったからだ。このような視角から、原子力平和利用をめぐる国際秩序の形成過程や日米関係の展開を追い、米國が日本の原子力平和利用に与えた影響について考えたい。

原子力の国際協力をうたったアイゼンハワー演説

今日の原子力平和利用をめぐる国際秩序の源流を遡ると、第二次世界大戦後の原子力国際管理構想の挫折に行き着く。戦後、原爆という新たな大量殺りく兵器の出現を受け、国連を舞台に原子力国際管理交渉が行われた。それは、

原子力利用に関して国家の主権を制限しようという野心的な試みであった。米国は唯一の核保有国の立場から同交渉を先導した。しかし、核独占の延命を図りたい米国と、その打破をめざすソ連の対立によって、交渉は早々に行き詰まった。結局、国家主権の原理に基づく旧来の国際関係の枠組みの中で、原子力利用は進められることになった。

その結果、原子力利用をめぐる国家間競争の時代が到来した。軍事分野では米ソ両国が熾烈な核軍備競争に突入した。一九四六年に米議会で制定された原子力法に基づき、トルーマン政権は軍事用か民生用かを問わず原子力情報を機密化し、その国外への提供を禁止した。しかし、四九年にソ連が原爆開発に成功し、米国の核独占に終止符を打った。五二年にはイギリスがこれに続いた。その間に米ソ両国が水爆開発に着手したことにより、核軍備競争はいっそう激化する。世界は核の恐怖に覆われた。

そのころ非軍事分野における原子力開発競争も始まった。例えばイギリスが世界最初の商業用原子炉を完成させる可能性が出てきたことは、米国内で原子力商業利用解禁を求める世論が強まる一因となった。一九四六年原子力法が原子力商業利用の障害となる一方、原子炉市場をイギリスに奪われかねないとの懸念が生じたのである。

このような状況の下、米国の原子力政策の転換が図られ、原子力平和利用をめぐる国際秩序の形成過程は新たな段階に入った。その嚆矢となったのは、アイゼンハワー米大統領が一九五三年一月に国連総会で行った「平和のための原子力」演説である。その中で彼は、主要関係国に軍事目的の核物質を供出させ、その平和利用を国際原子力機関の管理の下で進めることを提唱した。これは一種の核軍縮提案であったが、原子力国際協力に対する米国の姿勢の変化を印象づけ、世界各地で原子力平和利用への関心が高まる契機となった。

格好の対象としての日本

しかし、実際に米国が重視したのは、二国間ベースの原子力協力であった。一九五四年の原子力法改正により、原子力商業利用が解禁され、米国から提供された核物質や核技術の軍事転用を防止する保障措置の実施を条件として、他国に対する平和目的の原子力協力が可能になった。五五年以降、米国は数年間に三〇数カ国との間に協力協定を結び、それらの国々との原子力協力を積極に推し進めた。一方、米国の主導で国際原子力機関（IAEA）が五七年に発足するが、しばらくの間、IAEAの機能は主として原

子力に関する情報交換に限定されることになった。

日米関係を目を転じると、米国側では、いまや同盟国になった日本が「平和のための原子力」計画の格好の対象とみなされていた。一九五四年三月の第五福竜丸事件が引き金になって、日本国内で対米感情が悪化し、反核感情が高まっていたためである。そのような憂慮すべき事態を打開するため、「平和のための原子力」計画を利用しようという思惑が米国側にはあった。「平和のための原子力」は心理戦略計画としての性格も帯びていた。

このような状況の下、いよいよ日本も原子力平和利用に乗り出す。少し時代を遡るが、戦時中、日本は秘密裏に原爆研究を行っていた。しかし、戦争終結後、連合国軍占領下で日本は非核化された。米国の対日占領政策に基づいて原子力研究が禁止されたのである。この措置が日本の主権回復に伴って解除された後も、当初日本の科学界は原子力研究に慎重であった。ところが、米国の原子力政策の転換を受け、日本でも原子力平和利用への関心が高まり、そのための体制づくりが政・官・財界の主導で進められた。

かくて、原子力の軍事利用から身を引き、その平和利用に専心する「非核」日本の姿が形作られた。一九五〇年代後半、日本政府は後年「非核三原則」として定式化される

非核兵器政策を表明した。それは日本社会に広く浸透した反核感情に根差していた。一九五五年には原子力基本法が制定され、その第二条で原子力の利用は平和目的に限定された。米国の「平和のための原子力」計画は日本人の反核感情を緩和できなかったものの、五〇年代中葉以降、日本は米国やイギリス等から核物質・核技術の供与を受けながら、原子力平和利用に取り組むことになる。

核不拡散外交を進める日米

大国を中心として二国間ベースの原子力協力網が構築されるなか、国際社会では核拡散問題が新たな懸案として浮上した。原子力平和利用を通じて核保有国が増加する可能性が高まっているとの認識から、核拡散問題への国際的な取り組みを求める動きも現れた。米国も国際関係を不安定化しかねない核拡散に反対した。ケネディ政権が核実験禁止の実現をめざした裏には、核拡散抑制効果への期待があった。しかし、一九六〇年にフランス、六四年には中国が核保有国クラブ入りし、さらなる核保有国の増大が懸念された。

核拡散の防止が喫緊の課題となった一九六〇年代後半、米ソ両国は核不拡散に共通利益を見出し、核不拡散条約交

渉を主導した。そこでは注目すべきことに、核不拡散と原子力平和利用の推進をどう両立させるかが、主要争点のひとつになった。その結果、一九六八年に成立した核不拡散条約（NPT）は、原則IAEAを唯一の保障措置実施機関として、核物質・核技術の軍事転用を防止する国際査察体制を強化する一方、非核保有国にも原子力平和利用の権利を認め、そのための国際協力の促進を謳った。核不拡散条約交渉を通じて原子力平和利用をめぐる国際秩序の形成がさらに進んだ。

一九六〇年代後半、米国は日本を潜在的核保有国とみなし、対日核不拡散外交を展開したが、それによって米国の対日原子力協力が阻害されることはなかった。一九六八年には日米原子力協定が改定され、日本は引き続き米国から核物質・核技術の提供を受けられることになった。その一方で日本は、NPT交渉以前から二国間協定に基づく保障措置のIAEAへの移管を進めるなど、IAEAの機能強化に協力的であった。六八年一月、佐藤栄作首相は非核三原則、米国の核抑止力への依存、核軍縮、原子力平和利用からなる核四政策を表明した。七〇年にNPTが発効する間際、日本は同条約に署名する（批准は一九七六年）。

こうして米国は日本の原子力平和利用に深く関わってきた。

た。国際社会では一九六〇年代末までに原子力平和利用をめぐる一定の秩序が形成された。それは国家主権の原理に基づく分権的秩序であり、核不拡散と原子力平和利用の推進は両立可能であるとの規範に支えられていた。これらは現在でも原子力平和利用をめぐる国際秩序を成り立たせる基本的な原理や規範となっている。このような秩序の形成を核大国・米国は主導し、日本が非核保有国の立場で原子力平和利用に取り組むことを可能にしたのである。

さらに米国は日本と原子力の関わりに大きな影響を与え、日本の原子力平和利用を促進する役割を果たした。結果的に日本は、一九五〇年代中葉以降、米国から核物質・核技術の提供を受けながら原子力平和利用に取り組み、対米依存を深めていく。そして一九七〇年代の二度にわたる石油危機を契機に、日本は原子力発電の導入を積極的に進める。その選択を可能にしたのは米国の対日原子力協力であった。とはいえ、現実とは異なる道を日本が歩む可能性もあつたはずであり、私たちが多様な選択の可能性を前提として原発との向き合い方について開かれた議論を行うためにも、これまでの日本の選択や失われた機会をより多角的に検証する必要がある。■